

専決処分について（立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 34 号）の施行並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 37 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和 6 年 3 月 30 日

立川市長 酒 井 大 史

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第35条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者のうち、市長において必要があると認めるものについては、市民税を減免する。 (1)～(5) ……略…… 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) ……略…… 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第54条 ……略…… 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要</u>	（市民税の減免） 第35条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する者のうち、市長において必要があると認めるものについては、市民税を減免する。 (1)～(5) ……略…… 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) ……略…… 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第54条 ……略…… 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) ……略……

- 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 ……略……

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) ……略……

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

第5条の3 ……略……

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第

(1)～(5) ……略……

- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 ……略……

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) ……略……

- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

第5条の3 ……略……

1 項第 1 号に定める損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第27条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第29条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 6 条 平成30年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第27条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 6 条 平成30年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第27条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条

第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の4 ……略……

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5、第27条の6、第27条の7、第27条の8、附則第5条の3第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第2項、第33条の6の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第33条の6の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかか

第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の4 ……略……

7
わらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の

第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては
ではないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においては
その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、
第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては
ではないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、
第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては
ではないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の6第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次の各号に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の6の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の100分の50に相当する額をい

う。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第33条の6の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)'に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者

の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に定める特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次の各号に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の6の5第2項の規定により読み替えられた第33条の6の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に定める特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の6の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5、第27条の6、第27条の7、第27条の8、附則第5条の3第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 ……略……

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 ……略……

2 市長は、前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に掲げる事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条の2から第27条の3まで、第27条の5、第27条の6、第27条の7、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の8第1項中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～13 ……略……

14 法附則第15条第25項第2号に掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

2 市長は、前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に掲げる事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条の2から第27条の3まで、第27条の5、第27条の6、第27条の7、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～13 ……略……

14 法附則第15条第25項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

21 ……略……

22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。

27 ……略……

28 ……略……

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 ……略……

2 ……略……

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する認定長期優

17 法附則第15条第25項第3号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

20 ……略……

21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。

26 ……略……

27 ……略……

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 ……略……

2 ……略……

良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項に規定する申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 ……略……

5 ……略……

6 ……略……

7 ……略……

8 ……略……

9 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) ……略……

10 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 ……略……

4 ……略……

5 ……略……

6 ……略……

7 ……略……

8 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) ……略……

9 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

- 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

- 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

- 13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) ……略……

- 14 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年

(1)～(6) ……略……

- 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

- 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) ……略……

- 13 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年

法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

15 ……略……

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)～(7) ……略……

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項
(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項

法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 当該改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

14 ……略……

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)～(7) ……略……

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項
(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項

の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の60を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度

の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の60を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定

分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の20を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるも

資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の20を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるも

のに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）
 附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、その農地に係るその年度分の固定資産税額が、その農地に係るその年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、その農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその農地に係るその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、その農地調整固定資産税額とする。

のに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）
 附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、その農地に係るその年度分の固定資産税額が、その農地に係るその年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、その農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）をその農地に係るその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固

……略……

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の3 ……略……

2及び3 ……略……

第13条の4 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当

定資産税額」という。)を超える場合には、その農地調整固定資産税額とする。

……略……

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の3 ……略……

2及び3 ……略……

4 令和2年度分の固定資産税について立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(令和3年立川市条例第22号)による改正前の立川市市税賦課徴収条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第13条の3第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の3第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第13条の4 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令

該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の20を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（固定資産税に係る免税点の適用に関する特例）

第14条 附則第12条、第13条、第13条の3又は第13条の4の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の4の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を

和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の20を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（固定資産税に係る免税点の適用に関する特例）

第14条 附則第12条、第13条、第13条の3又は第13条の4の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の4の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を

除き、附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地については附則第13条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第124条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に100分の50を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項各号に掲げる価格」とあるのは「令第54条の38第1項各号に掲げる価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に100分の50を乗じて得た額」とする。

3～5 ……略……

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 ……略……

除き、附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地については附則第13条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第124条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に100分の50を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項各号に掲げる価格」とあるのは「令第54条の38第1項各号に掲げる価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に100分の50を乗じて得た額」とする。

3～5 ……略……

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 ……略……

2 ……略……

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 ……略……

2 ……略……

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)及び(2) ……略……

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とすること。

(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とすること。

4 ……略……

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

2 ……略……

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 ……略……

2 ……略……

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)及び(2) ……略……

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とすること。

(4) ……略……

4 ……略……

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 ……略……

2 ……略……

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とすること。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 ……略……

2～4 ……略……

5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの

第17条 ……略……

2 ……略……

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 ……略……

2～4 ……略……

5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

は「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 ……略……

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

3及び4 ……略……

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 ……略……

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 ……略……

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 ……略……

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) ……略……

3及び4 ……略……

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) ……略……

6 ……略……

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の立川市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。